

## 議案第 6 5 号

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 万 4 , 0 0 0 円」を「4 0 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る北本市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。